

旧石川組製系西洋館 専用使用の手続き

入間市旧石川組製系西洋館条例及び入間市旧石川組製系西洋館条例施行規則による西洋館専用使用の手続き方法です。

- 1 使用に相応しい内容かどうかを検討するため、使用内容の分かる書類（企画書、台本等）を提出してください。西洋館の使用に相応しくない内容である場合は下見もお断りしています。
- 2 内容が認められた場合は、使用日の3か月前から7日前（営業日で数える）までに次の書類を提出してください（メール可）。日程等を変更しようとする時も同様です。
「専用使用許可（変更）申請書（様式第3号）」
ただし、提出までにロケハン（監督、必要により最低1回の美術）が終わっていない場合はお受けできません。
- 3 使用日から営業日で5日前までに、使用についての協議を行ないます。入間市博物館までおいでいただき（オンライン会議可）、どのような使用を行なうか（家具の移動、機材の持ち込み、撮影方法等）について具体的に説明してください。この協議で市が同意した事項について許可します。内容、使用方法の変更もしくは中止を求めることがありますので、早めに協議を行ってください。使用当日の許可はしませんのでご注意ください。
- 4 使用料は、使用日の前日または許可通知から30日後のどちらか早い日までに納入してください。領収書または振込の確認できる画像をメールで送っていただき、入金の確認とします。

申請にあたって

- ・使用時間は厳守です。余裕のあるスケジュールを組んでください。
- ・日程は申請書を提出した先着順になります。
- ・使用日時が確定してから申請してください。
- ・納付された使用料は返金しません。

問合せ先

入間市博物館 ALIT（アリット） 文化財担当

〒358-0015 埼玉県入間市二本木 100

Tel. 04-2934-7711 ir816000@city.iruma.lg.jp

許 可 条 件

- 1 使用目的は撮影に限ります。
- 2 使用权の譲渡又は転貸をすることはできません。
- 3 使用が終わったときは、速やかに原状に復し、清掃をしてください。
- 4 使用料は、市の発行する納入通知書により納期限までに納付してください。
- 5 既納の使用料は還付しません。
- 6 使用者は、その責に帰すべき事由により使用財産の全部又は一部を滅失し若しくは毀損したときは、市の指示に従いすみやかに原状に回復し、又は損害を賠償する責任があります。

《禁止事項》以下の事項は許可しません。

- ・柱、壁、腰板その他に釘、ねじ等を使用すること。
- ・建具（ドア、窓、ステンドグラス等）を取り外すこと。
- ・スモークや雨を使用すること。
- ・壁、床、外壁にテープを貼ること（ただし、養生のための一時的なテープのみ可とします）。
- ・備え付けの照明器具に物を取り付けること。

《許可事項》以下の事項は事前の許可が必要です。

- ・備え付けの家具の移動・使用（許可できない家具もあります）。
- ・セットを組む・家具等の持ち込み・カメラ用レールや足場等の使用。
- ・革靴・ヒールの使用。 ・飲食・喫煙シーンの撮影。
- ・建物を汚すまたは破損する恐れのある撮影（液体を使うなど）。
- ・電気の使用・火気の使用。

《注意事項》

- ・使用時間は厳守のこと。
- ・機材を移動する場合は引きずらないこと。機材、カメラ、三脚を使用する場合は、床に傷がつかないように養生すること。
- ・窓が開閉しにくいときは無理をせず管理人に相談すること。
- ・大容量の電気器具を使用する場合は、発電機等の外部電源を持ち込んで使用すること。
- ・スタッフの飲食の際は、場所を決め、養生をすること。
- ・館外を含め敷地内は禁煙。近所迷惑となるため西洋館付近の道路での喫煙もしないこと。
- ・ゴミは持ち帰ること。特に流し等の生ゴミは絶対に残さないこと。
- ・使用終了後は、全てを元の状態に戻して、清掃を行うこと。
- ・近隣住民や通行人に影響が生じる場合は事前に周知協力を依頼するなど、十分配慮すること。